

○令和5年度後期技能検定の実施公示

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定（後期）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和5年9月1日

奈良県知事 山下 真

一 実施する検定職種及びその等級

実施する検定職種、作業及び職種に応じ実施する等級は次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行います。

1 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、プラスチック成形及びパン製造

2 1級及び2級

機械検査（機械検査作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、プリプレス（DTP作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業）

3 3級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、シーケンス制御（シーケンス制御作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業）及び広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

4 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

二 実施期日及び実施場所等

1 実技試験

イ 実施期日

令和5年12月4日（月）から令和6年2月11日（日）までの間において、別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。

ロ 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

ハ 問題の公表

実技試験の問題は、令和5年11月27日（月）以降、奈良県職業能力開発協会において閲覧に供するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

ニ 手数料

奈良県手数料条例（平成12年3月奈良県条例第33号）で定める額とします。

2 学科試験

イ 実施期日

検定職種	実施期日
1級及び2級機械検査（機械検査作業）、1級及び2級シーケンス制御（シーケンス制御作業）、1級及び2級配管（建築配管作業）、1級及び2級型枠施工（型枠工事作業）、1級及び2級ガラス施工（ガラス工事作業）、3級シーケンス制御（シーケンス制御作業）並びに3級配管（建築配管作業）	令和6年1月21日（日）
特級鋳造、特級金属熱処理、特級機械加工、特級非接触除去加工、特級金属プレス加工、特級工場板金、特級仕上げ、特級機械検査、特級電子機器組立て、特級電気機器組立て、特級半導体製品製造、特級空気圧装置組立て、特級油圧	令和6年1月28日（日）

<p>装置調整、特級建設機械整備、特級プラスチック成形、特級パン製造、1級及び2級油圧装置調整（油圧装置調整作業）、1級及び2級農業機械整備（農業機械整備作業）、1級及び2級冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、1級及び2級和裁（和服製作作業）、1級及び2級パン製造（パン製造作業）、1級及び2級機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、3級造園（造園工事作業）、3級和裁（和服製作作業）並びに3級機械・プラント製図（機械製図手書き作業）</p>	
<p>1級及び2級空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、1級及び2級プリプレス（DTP作業）、1級及び2級菓子製造（洋菓子製造作業）、1級及び2級建築大工（大工工事作業）、1級及び2級かわらぶき（かわらぶき作業）、1級及び2級鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、1級及び2級塗装（鋼橋塗装作業）、1級及び2級広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ作業及び広告面粘着シート仕上げ作業）、3級機械加工（普通旋盤作業）、3級機械検査（機械検査作業）、3級電子機器組立て（電子機器組立て作業）、3級建築大工（大工工事作業）、3級かわらぶき（かわらぶき作業）、3級広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）並びに単一等級電子回路接続（電子回路接続作業）</p>	<p>令和6年2月4日（日）</p>

ロ 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

ハ 手数料

奈良県手数料条例で定める額とします。

三 受検申請の手続

1 提出書類等

- イ 技能検定受検申請書（以下「申請書」といいます。）
- ロ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- ハ 手数料（郵送等による申請の場合は振込明細書等の写し）

2 提出先

奈良県職業能力開発協会

住所 〒630-8213 奈良市登大路町38番地の1 奈良県中小企業会館2階

電話 0742-24-4127

3 受付期間

イ 郵送等による申請

令和5年10月2日（月）から令和5年10月13日（金）まで（10月13日までの消印又は引受けの記録があるものを有効とします。）

4 受検申請に関する注意

- イ 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。
- ロ 申請書の用紙及び受検案内は、令和5年10月13日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）、奈良県職業能力開発協会等で配布します。
- ハ 郵送等により申請する場合は、必ず簡易書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずる方法によるものとし、封筒等の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。
- ニ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。
- ホ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

四 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

令和6年3月8日（金）に、合格者の受検番号を県ホームページに掲載します。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、奈良県職業能力開発協会から令和6年3月8日付けの書面で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付されます。

五 その他

技能検定について不明な点は、奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課又は奈良県職業能力開発協会までお問い合わせください。